

お知らせ

4月から児童手当は、子ども手当にかわります

4月から子ども手当制度が始まりました。

平成22年3月31日現在、児童手当を受給していた人は、特に申請の必要はありません。

■対象者

中学校修了までの子ども（平成7年4月2日以降生まれ）を養育している人

■手当額

子ども1人につき月額1万3千円

■支給月

6月、10月、平成23年2月に前月分までの手当を金融機関の口座振込により支給
平成22年度の支給例

①6月支給月

2月・3月分の児童手当（受給資格のある人のみ）+4月・5月分の子ども手当

②10月支給月

6月・9月分の子ども手当

③2月支給月

10月・平成23年1月分の子

ども手当

※平成23年2月・3月分の子ども手当は、平成23年6月の支給予定となります。

■申請が必要な人

①中学2年・3年生（平成7年4月2日～平成9年4月1日生まれ）の子どもを養育している人

②所得制限などにより平成22年3月までに児童手当を受給していない人で、支給対象の子どもを養育している人

■申請方法

福祉課または各総合支所および各出張所に備え付けの申請書等を提出してください。

※公務員の方については、勤務先で申請することになります。

■申請に必要なもの

印鑑・申請者の健康保険証・申請者名義の通帳（金融機関口座がわかるもの）

※上記以外の書類を提出する必要がある場合があります。

■申請猶予期限

9月30日(木)

本来は申請した月の翌月分から支給となります。ただし、今回は子ども手当制度開始のため、「申請が必要な人」に該当する人は、右記期限までに申請を済ませた場合に限り、

4月分からさかのぼって手当を支給します。

※平成22年4月1日以降に出生や養子縁組等で「申請が必要な人」に該当した人
↓支給要件に該当した月の翌月分から支給

また、次の場合には届出が必要で

①子どもが生まれたとき

②養子縁組などで子どもを養育するようになったとき

③転出するとき

④監護・生計要件など支給要件に該当しなくなったとき

⑤受給者または子どもが死亡したとき

⑥受給者が公務員になったとき

■手続き場所

福祉課または各総合支所および各出張所

■問い合わせ

福祉課
☎0820(77)5505

特定不妊治療費を助成します

一般不妊治療費助成事業（医療保険適用の不妊治療）に加え、町では4月1日から周防大島町特定不妊治療費助成事業を行うことになりました。

た。

この事業は、高額となる特定不妊治療（医療保険適用外の体外受精および顕微授精）を受けた方に対して助成するものです。

■助成対象者

山口県特定不妊治療費助成事業に承認決定を受けた方

■助成額

治療1回につき7万5千円、1年度あたり2回まで

■助成期間

通算5年
詳しくは健康増進課健康づくり班にお問い合わせください。

■問い合わせ

健康増進課 健康づくり班
☎0820(77)5504

日積浄水場の一般見学会を開催します

第52回水道週間の期間中に、柳井地域広域水道企業団では日積浄水場一般見学会を開催しますので、希望される方はお申し込みください。
■開催日時
6月1日(火)～7日(月)まで

県税（自動車税）の納付のお願い
自動車税の納期限は5月31日(月)です

- 納税通知書の送付時期
5月当初にお送りしています。
- 今年度から金融機関または県税事務所に加えて、コンビニエンスストアでも納付できます。

◆問い合わせ

柳井県税事務所 ☎0820(23)2121

(土日は除く)

午前9時から午後4時まで
(所要時間1時間程度)

■場所

柳井地域広域水道企業団 日積浄水場
(柳井市日積3854番地)

■内容

柳井地域広域水道企業団の概要説明および日積浄水場見学